

平成 29 年度 第 2 回三重県公共事業評価審査委員会

1 日時 平成 29 年 9 月 8 日（金）13 時 10 分から 15 時 00 分まで

2 場所 三重県合同ビル G301 会議室

3 出席者

（1）委員

安食和宏委員長、酒井俊典副委員長、木下誠一委員、小菅まみ委員、  
野地洋正委員、松尾奈緒子委員、三島直生委員、南出和美委員

（2）三重県

（農林水産部） 治山林道課長、  
（農林水産部） 水産基盤課長、  
（県土整備部） 下水道課長、  
（伊勢農林水産事務所） 森林・林業室長、  
（北勢流域下水道事務所） 事業推進室長、ほか  
（事務局） 公共事業総合推進本部事務局長（県土整備部副部長）、  
公共事業運営課長 ほか

4 議事内容

（1）三重県公共事業評価審査委員会開会

（司会）

それでは、お待たせいたしました。ただ今から、平成 29 年度第 2 回三重県公共事業評価審査委員会を開催します。

さて、本委員会につきましては、原則公開で運営することとなっています。安食委員長、本日の委員会は傍聴を許可してよろしいでしょうか。

（委員長）

委員の皆さん、いかがでしょうか。本日の審議は公開で行うということで、傍聴を許可してもよろしいでしょうか。

異議無しのようなので、はい、それでは傍聴を許可いたします。

（司会）

それでは、傍聴の方がお見えでしたら、入室をお願いします。

本日の委員会につきましては、10 名の委員の中、8 名の委員に出席いただいていますので、三重県公共事業評価審査委員会条例第 6 条第 2 項に基づき、本委員会が成立していることを報告します。

それでは、議事次第 2 番目以降につきまして、安食委員長に進行をお願いしたいと思います。安食委員長、よろしくをお願いします。

（委員長）

ただいまから、議事次第の 2 「評価対象事業の審査」を行います。

なお、本日の委員会の終了時刻は、おおよそ 15 時 15 分頃を予定しています。説明は簡潔明瞭に

行い、円滑な議事進行にご協力をお願いします。

ではまず、議事次第の2番目につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、再評価対象事業の審査について、説明します。本日、審査をお願いします事業は、赤いインデックスの資料4、審査対象事業一覧表の審査欄に「審査」と付しています。2番「林道事業」、4「下水道事業」です。

続きまして、赤いインデックス資料5をご覧ください。こちらには、本日審議を行います事業の概要を記載しています。

次に、そのままページをめくっていただきますと、過去の再評価結果があります。こちらには、当該事業の過去の再評価概要が記載してありますので、ご審議の際に参考にさせていただければと思います。

なお、説明は赤いインデックスの資料6のうち、個別に青いインデックスが付いた資料を用いて行います。

事業主体から事業概要と評価内容を説明します。委員の皆様からの質疑応答につきましては、説明の後にお願いしたいと思いますが、専門用語などご不明な用語がありましたら、説明中でも結構です、適宜質問をいただければと思います。個別の事業について、2番「林道事業」、4番「下水道事業」の順にそれぞれ15分程度で説明します。個別事業の質疑応答につきましては、各事業の説明の後に受けます。

なお、時間管理の観点から「ベル」を用います。個別事業の説明の際には、13分経過で最初のベルを1回、15分経過で2度目のベルを2回鳴らします。説明者は1事業15分以内という時間厳守をお願いします。本日、審査をお願いする事業についての説明は以上です。

(委員長)

いま、事務局のから説明いただきましたが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。いまの説明に関しまして、何かご意見ご質問などはいかがでしょう。

はい、よろしいですね。では、ここまでは問題無しということで。

それでは、ただいまから、「再評価対象事業の審査」を行います。先程、事務局から説明がありましたとおり、審査対象事業の説明を受けることとします。説明につきましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

ではまず、2番「林道事業鶴ガ坂線」の説明をお願いします。

## 2番 林道事業 鶴ガ坂線

(伊勢農林水産事務所)

それでは、通し番号2番、林道「鶴ガ坂線」の事業概要を説明します。まず、はじめに概要説明時にご質問いただいた林道事業の目的や受益者、県で実施する意義について説明します。

林道を整備することで、森林へのアクセスや木材の輸送効率が向上します。これにより、効率的な木材生産が可能となり、木材生産量の増加と森林整備の促進が図られます。さらに、森林整備が促進されることで、森林の持っているさまざまな機能が高度に発揮されます。林道事業は、こうし

たことを目的に実施しています。

林道事業の受益者については、林道が整備されることで、利用区域内の森林所有者は効率的な木材生産が可能となり、森林組合、素材生産業者、製材業者など林業関係者は、生産性の向上により取扱量が増加します。こうしたことは、地域の林業の活性化に繋がっていきます。さらに、地域住民および県民の皆さんは、土砂流出防止、水源涵養など森林の公益的機能の恩恵を受けることができます。このように、林道事業は、森林所有者や林業関係者だけでなく、地域住民の皆さんなどにも広く恩恵をもたらすものであることから、県や市町で事業を実施しております。県では、公道間を結ぶ連絡線形の林道など、基幹的な林道の整備を実施しています。

続いて、鶴ガ坂線の説明に入ります。林道「鶴ガ坂線」は度会町の北東部に位置し、同町地内を流れる一級河川宮川と、その支流である一級河川一ノ瀬川に挟まれた山麓を横断する線形となっています。本線は、度会町地内の当津（とうづ）集落と、中之郷（なかのこう）集落間を連絡する幹線林道として計画され、度会町鮎川地内の農道鮎川下久具線（はいかわしもくぐせん）を起点として、同町中之郷地内の町道中之郷3号線との接続点を終点とする、総延長8,350mの林道です。当地域は、度会町の中でも林業が比較的盛んに営まれておりまして、林道等による路網ネットワーク整備が図られています。

当該林道は、度会町の宮川右岸と一ノ瀬川左岸に挟まれた389haの森林を「利用区域」としてしています。この利用区域とは、林道によって森林資源の有効利用や森林整備が促進される区域のことです。この「利用区域」内に背骨となる本線を整備することにより、区域内森林へのアクセス条件の改善や作業路網のネットワーク化を促進することで、施業の効率化や林業生産性を向上させ、森林資源の有効利用を図ります。また、同時に森林の整備により、森林のもつ公益的機能を持続的に発揮させることを目的としています。計画延長は8,350m、幅員は4mです。

次に、開設状況でございますが、本線は、平成20年度から工事を開始しており、当津側と中之郷側の2工区体制で施工し、平成28年度末までに延長4,014mの整備を完了しました。進捗率は48.1%となっております。このことから、延長4,336m、事業費972,000千円ほどが未整備となっております。

これは、未開設区間の写真です。向かって右側の尾根を超えた先が起点側である当津側工区、左側が終点側である中之郷側工区です。

このグラフは「利用区域」内の森林の内訳を表しています。区分は大きく人工林と天然林別に分けています。当区域における人工林は71%、天然林は29%で、人工林の比率は県平均の62%を上回っています。また、人工林のスギ・ヒノキが70%と大半を占めていることから、本地域は町内でも林業が盛んな地域であることがわかります。

このグラフは、さきほどの人工林の内、スギ・ヒノキについて詳細に示したものです。横軸は「齢級」で、木の年齢を5年単位にまとめたものです。縦軸は齢級ごとの材積を表しています。スギ・ヒノキの齢級分布では、11齢級51年生～55年生が最も高く、間伐などの森林整備の必要な11年生～60年生が大半の73%を占めています。また、スギ・ヒノキの内、利用可能である41年生以上の材積は66,311m<sup>3</sup>あります。この材積量は一般の木造住宅に換算しますと、約2,250戸分に相当することから、当該値は成熟した森林地帯であるといえます。

次に、森林所有者の状況について説明します。このグラフは、区域内の所有者別の森林面積の割合を表しています。一番多いのは個人所有で、全体の約95%を占めています。続いて、町有林、区

有林の順となっています。また、所有形態の横の括弧内の数値は所有者数を表しています。個人所有が102名、区有林が3、町有林が1の森林所有状況となります。

このグラフは、年度別の事業費と進捗状況です。図は横軸に年度、縦軸に事業費による進捗率を示しています。当林道は平成20年度に着工して、計画では平成29年度の完工を予定していましたが、近接工事との調整や公共事業費の縮小により、思うような進捗が得られなかったことから、平成29年度末の進捗は事業費625,390千円程で、率にして40%となっています。このことから、未開設区間について再検討を行いましたところ、工事期間を10年間延長して、平成39年度までに変更したいと考えています。

こちらは、林道の利用区域内における森林の整備状況です。緑色の部分が平成20年度から28年度にかけて整備された区域です。約34.8haが間伐整備されました。

次に、本林道を活用した森林整備の推進について説明します。当該地域は、度会町の中でも比較的林業生産が盛んな地域であり、その森林資源も成熟期となっています。そこで、林道の有効活用を促進するため、地域の森林整備の担い手でもある「いせしま森林組合」と調整を図っています。また、本線から作業道が伸ばされ、間伐材の搬出など森林の整備に利用されております。

続きまして、本線の多目的利用についてですが、本線の利用区域付近において、平成26年度より風力発電施設が整備されて来ており、林道には送電のためのケーブルが埋設されるなど、本線は送電インフラの整備に、重要な役割を果たしていると考えております。また、これは、将来的な話ですが、本線は当津集落と中之郷集落を結ぶ連絡線形でもあるので、事業完了後には災害時、特に洪水発生時の緊急迂回路としての役割も期待されます。中之郷集落の下流域にあたる一ノ瀬川と、宮川との合流箇所付近は、大雨等による河川の増水時に冠水する恐れがあるため、そのような時には、伊勢方面と南伊勢町方面を結ぶ迂回路としての役割を担うことができます。写真は、本線ではありませんが、平成23年の紀伊半島大水害の時に、被災した熊野川沿いの県道の迂回路として林道が活用された状況です。

次に、「費用対効果の分析」について、本線の状況を説明します。費用対効果の算出につきましては、「林野公共事業における事業評価マニュアル」に基づき計算を行っております。

便益については、上から順に1評価期間内において木材が生産される効果、2間伐などの森林整備により高度公益的機能が促進される効果、3舗装や改良により災害等が軽減する効果、4維持管理が縮減する効果、5その他の効果を推計しており、今回の効果分析は便益が1,770,000千円、事業費が1,506,000千円で、費用対効果は1.18となっています。

続きまして、事前評価分析と今回分析についてですが、事前評価については、平成19年度に評価分析を行っていきまして、便益が2,311,000千円、費用が1,215,000千円で、費用対効果は1.90となっています。今回の費用対効果が、事前評価の数値から減少した主な理由につきましては、ひとつは算出方法が見直されたこと、そして、もうひとつは、評価分析に適用する単価等が変更されたことです。

次に、概要説明時にご質問をいただいた、事業期間の延長が費用対効果分析に与える影響についてですが、これは、図のように事業期間の延長により、便益効果の発現時期が遅れることとなりますが、便益の算定期間も延長されるので、一般論的には便益の総量は大きく変わらないと考えられます。

次に、地元の意向ですが、こちらは、地元の「度会町長」から提出された意向書です。度会町か

らは、「林業振興や地域活性化を図るために不可欠なものであり、今後ともさらなる事業の積極的な推進につきまして、格段の配慮をいただきますよう強く要望します。」という意向書が提出されています。

この写真は、本線におけるコスト縮減対策です。本来ならば車道幅員 3.0m、路肩 50 cm×2 の計 4mのところ、路肩をそれぞれ 25 cm縮減することにより合計幅員を 3.5mとして、掘削土量の削減などを図っています。

この写真は、線形の計画における波形線形の様子です。地形のでこぼこに合わせて、細目にカーブ設定をして、切り取り土量などの削減を図ります。また、場合によっては、縦断勾配を波形にする場合もあります。

この写真は、本線における木材利用の状況です。これらの工法は、法面を抑える土留め工の役割や、柵状に配置して側溝や道路への土石の堆積を防止することを目的としています。

最後に、代替案の検討についてですが、本線は幹線林道として、区域内の路網ネットワークの根幹となり、沿線の森林整備を促進させるとともに、切り出された木材を市場まで効率よく運搬させるために最適な施設であり、当林道を開設する以外に代替案はないと考えます。従いまして、今後もコスト縮減と環境配慮に努めながら早期完了を目指し、事業を継続していきたいと考えていますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。以上で説明を終わります。

(委員長)

はい、ありがとうございます。委員の皆さん、いかがでしょうか。この評価が妥当であるかどうか、評価の妥当性などにつきまして、ご意見ご質問をお願いします。

(委員)

ご存じのように木材の材価も停滞して、その費用対効果も、業としては、本当に少なくなっていると思うのですが、山というものの果たす公益的機能というのが、農業への水の確保とか、漁業でも山から養分が流れ出て、プランクトンに魚が寄ってくるとか、いろんな機能が発揮できると思うし、環境問題とか、それから災害ですね。やはり道がなければ、強い山づくりは出来ないものですから、本当に早急に完成していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

(伊勢農林水産事務所)

委員からお話がありましたとおり、やはり森林の整備をするには林道が欠かせない。昔みたいに歩いて行ってやっているわけじゃなくて、道が無いと森林整備が進まないという状況になっています。これからもコスト縮減等を図りながら、1日も早く完成させたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

(委員)

よろしくお願ひします。

(委員長)

その他は、ご意見ご質問などはいかがでしょう。はい。

(委員)

事業の進捗状況は、今、約50%ということですが、既に整備されたその林道っていうのは、もう使用されているっていうことなんでしょうか。

(伊勢農林水産事務所)

開設した林道を使って森林整備は行われています。説明の時の緑のところは、開設した部分を使って整備されました。

(委員)

それで、その図を拝見すると、BPに近い方っていうんですか、そちらの方は結構整備が進んでいるようなんですけれども、もう一方の片方のEPに近い方は、あまり整備が進んでいないような、緑の分が少ないように思うんですが、これはどうしてという、理由があれば教えていただきたいんですけれども。

(伊勢農林水産事務所)

EP側の方は、どちらかというと雑木山が多少多いところがございます、一部行っていないところがあります。後、BP側の方につきましては、団地化といまして、森林の所有権の境界とかが明確になっています。そういった所で、比較的森林整備が進んでいますので、森林組合等が施業を持ちかけるのに、持ちかけ易かったという事もあると思います。そういったことで、事業に差が出ていると考えられます。

(委員)

せっかく出来た所もあるわけですから、積極的に活用していただく、という方向で考えていただきたいなと思います。

(伊勢農林水産事務所)

地元の森林組合と、情報交換図りながらしておりますので、今後もそれを進めまして、森林整備に繋げて行きたいと考えています。

(委員長)

今のお話ですと、所有者は個人の、林家ではあるけども、実際の作業は森林組合が請け負うというか、作業に当たっているのは、森林組合さんがやっているわけですか。

(伊勢農林水産事務所)

森林整備は、団地化をして、効率を上げて実施するというのが主流になってきていますので、個人でされる方もおりますが、多くは森林組合が主体に実施しています。

(委員長)

委員の皆さん、その他よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

私も先の委員と同じく、やはり森林の公益的機能を発揮させるためにも、林道は必要だと思っているのですが、この進捗が遅れた理由として、予算縮小と言うのも勿論理解できますけれども、もう一つの周辺工事等の調整が上手く行かなかった、みたいな事を説明してはいますが、それについて教えていただけますか。今後の10年で、さまざまな問題なく大丈夫なのかと言う事も教えて下さい。

(伊勢農林水産事務所)

周辺工事との調整とは、風力発電の建設がありまして、それを、送電ケーブルが、林道の下を埋設、地下にケーブルが通っているんですけど、その地下ケーブルを配置するのに、1年ほどそちらの工事を優先した事で、林道工事を待ったりした事例がありましたので、その事を指して周辺工事の調整という事にさせていただきました。

送電ケーブルの工事は既に終わっていますので、今後はそのような事で、林道工事が遅れるというのは、ほぼ無いものと考えています。

(委員)

最近雨が多くて土砂災害とか、よくテレビでも流れていますよね。こういう道をつくるのは良いと思うんですけど、出来るだけ点検をしていただいて、雨が降った後とか、何か月間の間に何回か点検をしてもらって、県民が安全に避難できる道を保っていただきたいなと思います。

(伊勢農林水産事務所)

開設した林道につきましては、台風とか大雨の後には市町が主なんですけど林道施設の災害の点検をしています。被災を受けたところは、国の補助等を受けて、早期に復旧させて安全な通行が出来るように実施しています。

(委員)

皆さんお話している内容と関連するんですけど、B/Cの算定で、便益が前回の事前評価より下がっているんですけど、林道自体の公益的機能を考えてみると、なんか違うかなという気もする。どういう所がこれ、このようになってしまうのでしょうか。

(治山林道課)

B/Cについて、最初に評価したのが平成19年度になりまして、その平成19年度の時点では、算出方法を、間伐対象面積について5年に1回40%の区域を間伐するという事で、面積計上をしていたんですけど、その面積計上の方法ですと実際に間伐する面積よりも増えてしまう、という現象が起こってしまうような状況で当初算出していました。その算出方法が、林野庁で見直されまして、算出する面積は、やはり、一度間伐する所については、一度だろう、ということで約50%面積が減少しています。その効果がまず一番大きいことと、あと公益的機能の中で、流域貯水便益がありまして、その時に、利水ダムの年間原価償却費という数値を用いています。その数値が、平成19年度については、林野庁が示した数字が、169万2千8百円だったのに対して、平成29年度が

100万5千8百円と、この数字の見直しによってもB/Cの方が下がっています。

(委員)

ありがとうございます。あっちも含めて、この時、平成19年度はちょっと大きめになっていた、という様なイメージなんですか。

(治山林道課)

そうですね。平成19年度の時が大きくて、そこを林野庁で見直しをしていただいた結果によって、数値が大幅に下がっている、という形になります。

(委員)

ここは、前から意見があるんですけど、B/Cだけで見えない部分も当然あるので、そのあたりも含めて考えて頂いたら、事業をやって行かれたら、と言うのがあるので、是非このままいったら、B/Cがもっと下がってくるかもしれないという危険性もあるので。B/Cは、1を切ったらダメなのか、って言う所も出て来た場合に、このあたり十分注意して事業を進めていただいたらな、というのが私の意見です。

(治山林道課)

実際、B/Cで見えない便益というのも多々ありまして、なかなかその評価手法が無いというところで、B/C上には出て来ないんですけども、公益機能の他にも多々ありますのでその辺も出来れば林野庁へ、こういう便益は見れないのか、ということで働きかけはして行きたいと思います。

(委員)

今、これ見ていて思ったんですが、要するに森林整備が進む事によって、間伐して森林が整備される事によって、土砂流出が防止されるとか、土砂崩壊防止される、水質が浄化されるという、こういうふうに計算できる、という事ですよ。

(治山林道課)

はい。

(委員)

最初の方に、地球温暖化出ていますよね。地球温暖化防止などと言うのは、それは数字にはならないですか。

(治山林道課)

地球温暖化防止については、数字上としては出て来ないです。

(委員長)

もったいない話じゃないですか。

(治山林道課)

炭素固定という形ですね、便益の方は計上されています。それが温暖化防止には繋がるかな、とは思いますが。

(委員長)

今見ているのは、全てではなくて。

(治山林道課)

今、提示しているのが、全てではないです。ここに提示させてもらっているものについては、単価が大きく変わっているものを中心に、示しています。

(委員長)

つまり、地球温暖化防止の二酸化炭素固定がより大きくなるはずだと。

(治山林道課)

そうですね。炭素固定の方では、立木の中に炭素が固定される便益と、間伐等で出した材木についても炭素が固定されるという事で、そちらの方で便益を見えています。

(委員長)

だから、一般論としては、間伐することによって地球温暖化をより防止されるはずだ、という事ですね。

(治山林道課)

はい。

(委員長)

私は、ちょっと疑問に思う所は、本当はあるんですが。そういうように、マニュアル通りに計算されていると。

(治山林道課)

そうですね。そういうように計算しています。

(委員長)

はい、わかりました。その他、委員の皆さんよろしいでしょうか。

(委員)

コスト縮減の中で、幅員を 3.5mにしたとか、あるいは、間伐材を使用したとか、と言うのがあ  
るんですけど、コスト縮減だけを考えるのか、長期的にこの道を利用して行くうえで、どうい  
う点が良いのかと言うのがあ  
ると思うんです。ですから、安いから良い、というものでは、私、無いと

思うんですけど、そのあたり、いかがなんでしょうか。

(伊勢農林水産事務所)

幅員の縮減につきまして、最低限必要な車道幅員 3m という決まりがありまして、それは確保しています。横に 50cm、50cm 路肩というのを設けると、不意の時に停める為の区域なんですけど、その部分に関しては林野庁の方でも、規定の方で縮減していいよ、というような項目がありますので、我々、そういった所は縮減して、土工量を減らす事でコスト縮減を図っています。通行に対しては、そんなに影響がないものである、と考えています。木材につきましては、先ほどありました使う事によって炭素を固定した形で現状へ置いておくという効果もありますので、我々、林業の行政の観点もありまして、木材の利用は積極的に使う、という事を考えています。

(委員)

間伐材の利用は、大変、私、良いと思います。こういうのって、地元の人との協議も含めてですね、道幅が狭なるとやっぱり通り難くなるとかですね、搬出しにくくなるとか、あるいは、木材を出す時の大型車両が入って来ないと行けないとか、という事もあるかもしれないんで、単にコスト縮減だけじゃなしに、今後の事も含めた形で検討していただいたらいいのかな、と思いますので是非お願いします。

(伊勢農林水産事務所)

なるべく使いやすい道づくり、土場という作業スペースを、あちこちに出来るだけ設けるとかで地元の方の意見も尊重しつつ、進めて行きたいと思っています。

(委員長)

その他よろしいでしょうか。他は、ご質問等よろしいでしょうか。では、特に無いようですので、この件につきましては、ひとまずここまでとします。次に、4番の下水道事業 北勢沿岸流域下水道事業について、説明を受けることにします。事業の説明をお願いします。

#### 4番 北勢沿岸流域下水道 北部処理区

(北勢流域下水道事務所)

北勢沿岸流域下水道北部処理区について説明します。

はじめに、「北勢沿岸流域下水道北部処理区の概要」についてです。北部処理区は、三重県の北部に位置し、四日市市、桑名市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町、川越町の3市4町を対象としています。事業着手は、昭和51年度で、昭和62年度より一部供用を行っています。

次に、下水道事業計画について説明します。北部処理区では、関連市町である3市4町から発生する汚水を、下水処理場である北部浄化センターに集めて処理を行い、伊勢湾に処理水を放流しています。画面に示します赤い実線が、各市町から発生する汚水を、北部浄化センターに運ぶための流域幹線を表してありまして、右下の方にあります赤いTマークが、北部浄化センターの位置です。

県と関連市町との役割については、県が流域幹線と北部浄化センターの整備や維持管理を行い、関連市町は、市町内で発生した汚水を流域幹線に送るための施設の整備及び維持管理を行っていま

す。また、関連市町が整備する区域のうち、平成 28 年度末現在において整備済みの箇所をグレーで、今後整備する区域は緑色で示しています。

さて、事業の目的は、公共用水域の水質保全と、汚水排除、すなわちトイレの水洗化による生活環境の改善等です。

北部処理区の全体計画ですが、計画区域面積は約 13,000ha、計画処理人口は約 37,000 人、一日あたりの計画汚水量は約 210,000 m<sup>3</sup>となっています。これらの下水は、総延長 97.7km の流域下水道幹線を経て、下水処理場であります北部浄化センターに集められ処理を行い、伊勢湾に放流する計画となっています。

全体事業費につきましては、約 4,378 億円であり、そのうち流域下水道の事業費が約 1,567 億円、流域関連公共下水道の事業費が約 2,811 億となっています。

ここで、概要説明の際にご質問のありました『下水道事業の区分』と『県と市町の役割り分担』について説明します。

まず、県が整備する事業は流域下水道です。

これは、「二つ以上の市町にわたる区域で、県が幹線管渠、中継ポンプ場、終末処理場を整備し、管理運営を行うもの」であります。画面における赤色の実線と終末の処理場が該当しています。

次に、市町が整備する事業は、公共下水道です。

これは「市町が面的に管路を整備し管理運営を行うもの」で、本事業の場合は、県が整備した流域下水道に接続するものとして「流域関連公共下水道」があります。画面では、青色破線で固められた 3 つの区域が、「流域関連公共下水道」を示しています。

このように、市町からの下水を流域関連公共下水道から流域下水道に接続することで、一対的に機能していることから、下水道の全体計画や費用対効果分につきましては、県事業、市町事業を合わせて検討しています。

それでは、本日の再評価を行う理由ですが、前回平成 19 年の再評価から 10 年が経過したため、三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条（ 3 ）に基づき再評価を行うものです。

続いて、「事業の進捗状況と今後の見込み」について説明します。

下水道事業は、整備に長期間を要するため、適切な時期に、事業計画を改定し、効率的な整備を進めております。流域下水道のうち、流域幹線については、99.6%が完了しています。処理場の整備につきましては、全体計画において定められた 212,000 m<sup>3</sup>の処理能力のうち、約 148,000 m<sup>3</sup>の施設が整備済みとなっているため、進捗率が 70%となっています。

また、関連市町は、人口密度が高いなど、下水道整備が効果的・効率的な区域から整備を進めていることから、3市4町の全体の管渠整備率は 66%である一方で、計画人口に対しては 83%となっています。

なお、事業の期間は、最も期間の長い桑名市の整備が終わる平成 77 年度としております。それではここで、概要説明の際にご質問のありました、『事業期間が非常に長い下水道事業において早期に事業効果を発現するための工夫』について説明します。市町の下水道整備にあたっては、「人口密度が高い」等、より投資効果の高い地域から順番に整備を進めるとともに、工期短縮技術を活用して早期完了を目指して整備を進めています。画面では、事例として構造を簡略化した「ベントサイフォン」や、マンホール数を減らすことのできる「曲管」や「露出配管」を示しています。

続いて「処理場用地の取得状況」ですが、用地は全て取得済みです。「事業費の推移」ですが、表に示しますように、事業に着手した昭和51年度から平成28年度までに投資した事業費の合計は、約3,406億円です。

次に、「事業を巡る社会経済状況等の変化」について説明します。まず、「周辺環境の変化」について説明します。周辺環境の変化に関しては、2項目あると考えていて、一つ目は、「関連市町の将来行政人口が漸減傾向にある」ということです。

二つ目は、「生活様式の変化等により人口1人当たりの汚水量は減少傾向にある」ということです。これは、節水型家電の普及や、節水意識の向上に伴いまして、近年、関連市町の上水道使用量が減少傾向にあるという事からです。

次に「全体計画」について説明します。下水道事業は、整備に長期間を要するため、適切な時期に計画を改訂し、整備を進めています。画面では、各計画数量を前回の再評価時のものと併せて示しています。

前回再評価時の計画に比べて、計画区域内人口は約34,000人の減少の見込みであることから、最下段の北部浄化センター1日最大必要処理能力は、69,000 $\text{m}^3$ 少なくなる見込みとなっています。このような計画の見直しによって、事業費も変化し、今回は、前回再評価に比べて、計画区域内人口の減少による処理場の必要処理能力の減少に伴う、処理場事業規模の縮小などの理由によって、事業費は減少しています。

ここからは、事業採択時の費用対効果分析の要因変化、地元意向の変化について説明します。まず、「費用対効果」について説明します。費用対効果分析は、国土交通省が公表しているマニュアルに基づいて、「便益B」と「費用C」を算出し、その比を用いて分析します。なお、このマニュアルは平成28年に改訂となっており、今回は、この最新マニュアルにより分析を行っています。

では、具体的なB/Cの算定方法について順次説明します。まず、便益Bの算出について説明します。便益として計上したのは3項目です。

一つ目は「生活環境の改善効果」です。これは、下水道を整備しない場合に、生活排水や産業排水が周辺の水路に流入することで発生する、悪臭やヘドロの堆積を防止するために必要な水路の蓋の整備費用や水路の清掃費用等を「生活環境の改善効果」として、約5,133億円と算出しています。

次に、「トイレの水洗化効果」です。これにつきましては、浄化槽を整備するのに必要な費用を「トイレの水洗化効果」として、約8,393億円と算出しています。

最後に、「公共用水域の水質保全効果」です。これは、放流先となる伊勢湾の水質を保全することに対する、住民の方が支払っても良いと考える支払い意思額を「公共用水域の水質保全効果」として、約911億円と算出しています。

これらは、全て先程説明しました数字を現在価値化した金額でありまして、3つの便益の合計は、1兆4,438億円となりました。

次に、「費用C」の算定方法について説明します。下水道施設にかかるコストとしては、建設費、用地費、維持管理費があります。これらを、流域下水道及び関連市町ごとに算定した結果が、上の表になります。費用対効果分析を行う期間については、マニュアルにより、事業を着手した昭和51年度から、整備が最終になる桑名市の整備完了予定の平成27年度より、更に50年間が経過するというので、平成27年度までの期間を対象として現在価値化します。下段の表は、現在価値化した結果で、総費用は7,775億円となりました。以上により、B/Cは、1.9となりました。

つづいて、「地元の意向」について説明します。関連市町へのヒアリングにより、公共用水域の水質保全及び生活環境が改善されたことで、臭いや蚊・害虫の発生といった苦情が減少した一方で、依然として未整備地域からは、下水道整備に対する問い合わせや要望があがっています。また、「下水道事業についてどう思いますか」という質問に対しては、8割以上の方が「良いと思う」という回答を得ています。

ここからは、「コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性」について説明します。「コスト縮減」については、「三重県公共事業コスト構造改善に関する第4次行動計画」に基づき、ご覧の1から5に示す、五つの施策を行いながら事業を実施する、ということでコスト縮減に努めています。「代替案」の可能性については、下水道に代わる汚水処理の手法としては、農業・漁業集落排水施設やコミュニティプラント、個別の浄化槽などがあります。どの手法により生活排水の処理を行うかは、市町が検討・整理し、経済比較を行った上で、地域の地形条件や市街地の形成状況、社会情勢などを考慮して決められています。その結果、下水道による整備が最適とされた区域について、下水道で処理をすることが最適となっています。

これらのことから、北部処理区の計画区域については、下水道による処理が最適な整備手法となっています。

最後に、「事業主体の対応方針」について説明します。今回、再評価を行った結果、1番、段階的・効率的な整備を行っており、順調に事業が進んでいること。2番、社会経済状況等の変化に適宜対応していること。3番、B/Cが1.0を上回ること。4番、地元では、下水道整備の推進、早期供用の要望が高まっていること。5番、コスト縮減に努めていること。6番、代替手法と経済比較を行った上で、地域の地形条件、集落の形成状況、社会情勢等を考慮し、下水道計画区域を決定していること。以上、6点の理由から、北部処理区の下水道事業に関しては、事業継続としたいと考えています。以上で、説明を終了します。

(委員長)

はい。ありがとうございました。今のご説明について、その内容について、それから、その評価の妥当性について、ご意見ご質問などお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

一つ、スライドの6枚目、よろしいですか。さっき説明ありましたけど、最終的に終了するのが平成77年度とここだけ飛び抜けている様に見えます。他が平成30年度、平成40年度位で、さっきの説明ですと、桑名市が一番時間がかかる様に聞こえたのですが、最終的に平成77年度というのは、何故そこまで時間が掛るのでしょうか。

(北勢流域下水道事務所)

こちらの表にもありますが、桑名市の管渠整備が52%で、整備人口76%、こちらの方で、桑名市から聞き取って事業費を割り振ると、平成77年度までは掛ってしまうという回答を得てまして、市町の管渠整備や面整備に合わせて、処理場の方も造るという事になると、同じ年度位まで掛かってしまい、桑名市と同じ年度位の終了年度になってきます。

(委員長)

ああ、そうですね。これは、県が県だけでやれるものではないので、市の方と一緒にやる必要が

あると。桑名市が、時間が掛りそうだという事ですか。

(委員)

それに関連してですけど、B/Cのコストのことで、14の資料ですけど、平成127年度までの総費用ってなっているのですが、もう一回説明していただきたい。

(北勢流域下水道事務所)

先程、市町のスケジュールが、桑名市の平成77年度という事で、平成77年度までの事業が入ってきます。

各市町の事業が、各年度の終了までの予定が、一覧で全部並べてあり、下水道のマニュアルでは、事業が全て終わってから50年後まで計上することとなっています。

この50年の間には、機械や土木施設などの更新があるため、その更新の費用もコストに含まれています。このため、桑名市の施設は、新しいかもしれませんが、施工からかなり経過している市町の施設は、50年目に達すると更新があるため、更新費用を含めて、この現在価値の費用に積み上げています。

便益も同様に平成77年度から50年を足した平成127年度までのものを、積み上げて作っています。

(委員)

そういう点では、桑名市が事業終了年数を引っ張っているように見えますが、30年、50年位の中で、桑名市だけプラス40年くらいかかるわけですね。そうではなく、そこで一回仕切り直すような考え方は、無いのでしょうか。

(北勢流域下水道事務所)

下水道の場合、長時間かかりますので、概ね10年に一度ずつ見直しを掛けています。その時点で、今回の全体数量が増えているのですが、場合によっては減らす場合もあります。市町において、10年概成という目標をもっていますので、ここから10年は鋭意事業を進めていきますが、どうしても整備がすすまない区域は、将来的に下水道をつなぎに行く必要があるか無いか、という判断もされていく事になります。当然、人口も減ったりもしますので、適時、10年に一度見直し、一番効率的な方法を選んでいきます。

(委員)

要は、10年毎に続いて行く、と言う風な事業だと考えればよろしいですか。

(北勢流域下水道事務所)

その都度見直しをかけると考えて頂ければと思います。

(委員)

はい。

(委員長)

その他の、ご意見ご質問は、よろしいでしょうか。

(委員)

16の「地元の意向」の中で、「よくないと思う」というのが3%あるんですけど、「よくないと思う」という意見が、もしわかかるようだったら教えて下さい。

(北勢流域下水道事務所)

アンケートが1,000通ありますので、探すことに時間がかかります。

(委員)

何か、印象に残っているものはありますか。

(北勢流域下水道事務所)

下水料金が高いので、もっと安くして欲しい、とか、そういったものが、そこに含まれています。

(委員)

事業自体が悪い、という意見は無いですか。

(北勢流域下水道事務所)

すいません、今すぐにはみつかることができません。

(委員長)

委員の皆さん、よろしいですか。特に無いようでしたら、ひとまずここまでとします。

それでは、今、二つの事業について、お聞きしました。ここで、一旦休憩を挟みまして、ただいま審議しました事業について、委員会としての意見をまとめる事にします。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

ひとまず休憩としまして、14時40分再開予定とさせていただきます。事務局の方は、よろしいですか。14時40分予定と言う事で、それでは、1回休憩いたします。

< 休憩 >

(委員長)

それでは、委員会を再開します。今しがた意見書案を検討しましたので私の方から読み上げます。

意見書

平成29年9月8日

三重県公共事業評価審査委員会

## 1 経過

平成29年9月8日に開催した平成29年度第2回三重県公共事業評価審査委員会において、県よ

り林道事業1箇所、下水道事業1箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

## 2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

### (1) 林道事業【再評価対象事業】

#### 2番 <sup>つるがさかせん</sup> 鶴ガ坂線

2番については、平成20年度に事業に着手し、一定期間である10年を経過して継続中の事業であることから、1回目の再評価を行った事業である。次が

### (2) 下水道事業【再評価対象事業】

#### 4番 <sup>ほくせいえんがんにゅういきげすいどうじぎょう</sup> 北勢沿岸流域下水道事業 ( <sup>ほくぶしよりく</sup> 北部処理区 )

4番については、昭和51年度に事業に着手、平成10年度及び平成19年度に再評価を行い、その後、一定期間である10年を経過して継続中の事業であることから、3回目の再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、2番、4番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

以上です。委員の皆さんよろしいでしょうか。はい、よろしいですね。では、この意見書を持ちまして答申とします。

では、次に移りたいと思います。引き続き、議事次第3番評価対象事業の概要説明について、そちらに移りますので、事務局の方からまず説明をお願いします。

### (事務局)

評価の概要説明は、次回審査を行う事業につきまして、その評価の概要を事前に説明することにより、次回審議の際のより深い且つ円滑な審議を達成する目的で行うものです。お手元の赤いインデックスの資料7の内、個別に青いインデックスがついた資料をご覧ください。

今回は、事後評価、3事業の概要説明を行います。この資料につきましては、事業名や事業箇所、全体計画、位置図等、事業の内容に関する記述と、再評価の視点に基づく評価内容や評価結果等、評価の概要に関する記述で構成していますので確認してください。この資料を用いて事業自体が、1事業あたり5分以内で説明しますので、委員の皆様におかれましては、次回の審議の際に補足して欲しい説明や、追加して欲しいバックデータ等の資料、その他ご興味を抱かれた事柄など、次回の説明に繋がるご意見、ご要望をお願いしたいと思います。

3つの事業の概要説明を続けて行いますので、質疑につきましては、全ての説明後にお受けしたいと思います。なお、これは審議ではありませんので質疑につきましては、ごく簡単な程度でお願いしたいと思います。

次回評価対象事業の概要説明についての補足説明は以上です。よろしくをお願いします。

(委員長)

はい、ありがとうございます。それでは順番に概要説明をお願いします。

501 番の事業からお願いします。

## 漁港・漁場整備事業の一般的な概要

(水産基盤設備課)

まず初めに、これから審査していただく、3 件の漁港・漁場整備事業の一般的な概要について、説明します。資料は、お手元にある 503 番の概要説明資料の後ろに添付しています。

まず、三重県には 73 の漁港があり、そのうち 12 漁港を県が管理し、残りの 61 漁港を市町が管理しています。

漁港・漁場の整備は、漁港漁場整備法に基づき水産業の健全な発展と、水産物の安定供給を図る目的としており、事業内容は、法の第 4 条にそれぞれ定義されています。

また、漁港とは、同じく法の第 2 条に定義されており、漁港施設についても同様に定義されています。その中の主な漁港施設についてこれから説明します。

外郭施設は、外海からの波に対して漁港の中を防護するための施設です。水域施設とは、漁港が通行する航路や、停泊等に利用する水面のことを言います。

係留施設とは、漁獲物の陸揚げなどを行うために、漁船を岸に係留させるための施設です。輸送施設は、漁獲物などを輸送するための道路などの施設です。

次に、漁場の主な事業について説明します。魚礁とは、写真のような鋼製魚礁を海中に設置し、そこに魚を定着させ、効率的に漁獲ができるようにするものです。

増殖場とは、魚の子供の保育場を確保し、再生産を助言するためのもので、石やコンクリートブロック等を海底に沈めたり、陸上において稚魚を放流に適したサイズまで育てる、中間育成施設のことです。後ほど、審査いただく三重漁場地区 伊勢湾は、中間育成施設となっています。

また、漁場の保全を図るため、減少した干潟や、生活排水等で汚染された漁場を回復する事ですが、このために干潟の造成や、海底の泥を取り除く浚渫があり、後で審議いただく英虞湾の浚渫がこれに当たります。

続いて、今回の事後評価の対象である三重保全地区と三重漁場地区の概要について説明します。三重保全地区は、先ほど説明しました漁場の保全を行うための事業で、三重県内の 8 つの工区からなります。事業内容としては、藻場・干潟の造成や海底の浚渫を実施しました。このうち、表にある②の英虞湾が、事業費が 10 億円を越えており、今回の事業評価の対象案件となっております。

三重漁場地区は、魚礁や増殖場、中間育成施設の整備を行うための事業で、三重県内 5 つの工区からなっており、このうち、表の①の伊勢湾において事業費が 10 億円を越えており、今回の対象案件となっています。以上で漁港・漁場整備事業の概要について説明しました。

## 501 番 県営広域漁港整備事業（三木浦地区）

続きまして、資料番号 501 番の県営広域漁港整備事業、三木浦地区の事業評価の概要説明をします。

まず、事業実施箇所である三木浦漁港の所在地ですが、右側の赤で着色した場所になり、尾鷲市の中心部から南へ約 16 km ほどの所で、太平洋熊野灘に面した賀田湾内にあります。三木里 IC か

ら近く、熊野尾鷲道路の開通により、近年交通の便が良くなっている地域であります。

次に、三木浦漁港の持つ機能は、三方を急峻な山に囲まれ台風等の影響を受けにくいことから、周辺漁港や熊野灘沖で操業する漁船の避難港となっています。また、漁港内では、港内水域を利用したマダイ等の魚類養殖がおこなわれており、その陸揚げ・出荷基地として漁港が利用されています。整備前の状況ですが、避難港として船を安全に係留するための岸壁が不足していました。また、漁港の背後集落は、急峻な山と海岸に挟まれたわずかな土地に家屋が密集した漁村特有の集落で、写真のように道路は、自動車がすれ違うこともできないほどの狭さでした。

このような状況を解消するために、波が穏やかな港の奥部に休憩岸壁を新設整備し、機能向上を図りました。また、集落内の幅の狭い道路に起因する漁業活動および一般生活の不便を解消するため、臨港道路を新設整備し、安全の確保、大型車両による効率的な輸送などを可能とすることで、漁業の効率化・安全性の向上、地域の利便性の向上を図りました。事業内容は、事業期間が平成 15 年度から平成 23 年度の 9 年間で、全体事業費は 24 億 2 千 5 百万円となりました。当初計画からの変更点は、事業費の増加のみで、1 億 2 千万で 5% 程度の増額です。整備内容としましては、避難港としての機能の向上を図る為に、①～③の休憩岸壁等を整備しました。また、漁業の効率化、住民の利便性の向上を図る為、表の④～⑥の施設を整備しました。

事業の効果についてですが、事業により安全性の向上や避難時における作業の効率化、及び漁業の効率化住民の利便性向上等で、B/C は、1.36 となっています。また、金額換算できない効果としまして、道路整備による安全性向上や、藻場の造成による整備、サザエなどの保護育成といった効果があります。

漁港利用者の事業に対する満足度を把握するため、三木浦地区の全世帯を対象にアンケートを配布しましたところ、約半数の方から回答が得られました。臨港道路の整備については、漁業関係者、漁業関係者以外とも、ほとんどの人が良くなったと回答されています。岸壁等の整備に対する意見では、漁業関係者の 86% が「良くなった」と回答され、漁業関係者以外でも半数以上の人が「良くなった」と回答されました。以上で、県営広域漁港整備事業三木浦地区の概要説明を終わります。

## 502 番 県営水域環境保全創造事業（三重保全区英虞湾）

次に、資料番号 502 番 県営水域環境保全創造事業 三重県保全地区英虞湾における事後評価の概要説明をします。

はじめに、事業実施箇所の英虞湾は、伊勢志摩国立公園内のリアス式の複雑な海岸線と、賢島をはじめとした無数に浮かぶ島影がとても美しい海域です。3 方向を陸に囲まれ、西側の湾口部が狭く、湾中心部の水深が湾口部より深いことから、海水交換されにくい閉鎖性海域です。

英虞湾の静穏な海域では、養殖漁業が盛んに営まれ、三重県の真珠生産量は、平成 28 年度で約 4.2 t で全国 3 位、全国シェアの約 2 割を占めており、英虞湾地域は、県生産量の約 8 割を占める県内有数の生産地です。生産量は、平成 13 年の約 8.3 t をピークに、近年は半分ほどの 4 t 前後に落ち込んでいる状況です。また、真珠と並び、養殖が盛んなアオノリも、昭和 54 年のピーク時には、志摩市全体で 900 t を超える生産量がありましたが、近年は 200～300 t で推移しています。

英虞湾周辺では、排水処理施設が進められていましたが、平成 14 年度末の整備率は 32.2% で、未処理の生活排水が湾内に流入しており、過剰な有機物が分解されず、海底に汚染泥として堆積していました。汚染泥から、栄養塩や硫化水素が溶け出すことで発生する赤潮や、堆積した泥の中の

有機物が、水中の溶存酸素を消費する事で発生する貧酸素水塊が、真珠養殖をはじめ、英虞湾の海域環境全体に悪影響を与えています。この事から、汚染泥を除去し、海域・漁場環境の改善を図る必要がありました。このため、県では国の補助を受け、平成 15 年度から平成 24 年度の 10 年間に総事業費約 32 億円をかけて、汚染が進む海域 21.2ha を浚渫しました。除去する深さは、海底表面から 15cm～25cm の層としています。

次に、費用対効果についてですが、浚渫により湾内の漁場環境が改善され、真珠や青ノリの生産量が増加する効果や、汚染された泥が除去されることで水質が浄化される効果などが発現し、費用対効果は 1.64 となりました。

浚渫事業による地域への影響などを把握するために真珠、青ノリ養殖を行う漁業者約 140 人を対象に、アンケート調査を実施しました。アンケートにおいて、生産量が増えたと、浚渫工事の効果を感じられている意見もありました。しかし、浚渫範囲は、英虞湾のごく一部であることから、海域環境の悪化の影響で、生産量が未だ回復していないとの意見が、依然として多くあり、漁場改善のための浚渫事業の継続を要望されています。以上で、三重保全地区英虞湾の説明を終わります。

### 503 番 県営広域漁場整備事業（三重漁場地区伊勢湾）

最後に、資料番号 503 番 県営広域漁場整備事業 三重漁場地区伊勢湾の概要説明をします。

水産資源及び漁獲量の減少等、水産業をめぐる厳しい状況の中で、三重県では栽培漁業を推進する為、「三重県栽培漁業基本計画」を定め、放流対象種の特性や地域の実態に合わせ、放流に適したサイズの確保、放流場所への環境の順化を図るため、中間育成を進めているところです。

今回対象の施設の整備する前は、写真のような海に囲い網を設ける方式で行われていました。台風等の荒天時の波浪により、頻繁に施設が損傷・流出してしまい、同時に種苗もへい死・流失するリスクがあり、そのうえ、鳥などの外敵に常に狙われてすまう危険もありました。その為、漁業者は十分な育成期間をとらないまま、小型の種苗を放流しなければならず、健全な放流種苗の大量育成が求められるようになりました。

このことから、三重県栽培漁業基本計画においてヒラメ、トラフグ、クルマエビ等の中間育成をし、効果的な種苗放流を行い、漁獲の増大に向けて、施設を鈴鹿市内の白子港及び伊勢市内の豊北漁港の 2 箇所に整備することとしました。整備は国の補助を受け、北部施設は、平成 16 年度から平成 18 年度の 3 年間に、総事業費 5 億 6 千 6 百万円をかけて整備し、南部施設は、平成 15 年から平成 17 年度の 3 年間に、総事業費 6 億 2 千 7 百万円をかけて整備しました。

陸上の大型水槽や取水・排水設備等が整備されたことで、波浪や外敵のリスクが低減され、適正な管理下で十分な時間をかけて育成できることとなり、大型種苗の育成が可能となりました。

次に、中間育成施設の整備により、対象種の中間育成中の種苗生存率や、放流された種苗の漁獲される割合の改修率が向上することにより、漁獲量が増加する効果や、増産量に伴う流通業者等に帰属する効果が発現し、費用便益比率は 1.02 となります。

ヒラメの漁獲量は増加傾向にあり、良好な値が得られています。このことから、ヒラメについては今後、放流経費の低減を図ると共に、種苗の適正単価や負担配分について検討していくこととしています。

中間育成した種苗の放流後の実態を把握する為、種苗放流する海域の漁協組合員約 1 千 4 百人を対象に、整備前と整備後の漁獲量の増減やその理由等について、アンケートを実施し、約半数の回

答を得ました。中間育成施設整備後の漁獲量の変化について、ヒラメに対しては約 20%の方が増えたと回答されています。増えた要因が、種苗放流であると感じている方が約 45%を占めています。ただ、クルマエビは、漁獲量が減少しており、減った要因は、海の環境の変化を指摘されています。アンケートから、漁業者からも効果的な種苗放流の継続と、漁場環境の改善に向けた取組が求められています。

今後の取組として、まず栽培漁業を着実に推進していくため、栽培漁業基本計画に基づき、地域の実態に即した中間育成や、放流効果の向上・実証のための調査に引き続き取り組んでいく必要があります。併せて、伊勢湾の生息環境が悪化している現状を踏まえて、漁場環境、生息域の再生に向けた基盤整備を併せて行うことが重要であり、中間育成された優良種苗を、調査研究で得られた成果を基に、適正な量を適正な場所に継続的に放流していくことが重要と考えています。

以上で、三重漁場地区伊勢湾の説明を終わります。

(委員長)

ただ今、3つ連続でお聞きしました。501番と、502番と、503番の3つですが、今、説明のありました事業について、如何でしょうか。次回の審議に向けての、ご意見、要望等何かありましたら、よろしく願います。3つの事業、どれでも構いませんが、いかがでしょうか。

それでは、1点、素人的な話ですいませんが。例えば、503番でも、伊勢湾というのは当然広いわけですし、その中で、2つのポイントを選んでいきますよね。これが多分、効率的というか良い場所というか、という意味だと思うんですが。そのあたり、なんでこの白子とこの伊勢で行うのか、そこを選んだ理由というのか、そこを選んでやると伊勢湾全体に、こういうメリットがあるんじゃないか、とか、その辺りをまた、ご説明頂ければ、有り難いかなと思います。

それで言うと、多分502番の方で、英虞湾の中で、何故ここで事業を行うのかと言うのが、それが少々気になりますので、またご説明いただければと思います。

(委員)

503番の育苗による生産性の向上の評価なんですけれども、先程アンケートのところでもおっしゃっていましたが、自然の状態でも漁獲量自体が変動してしまう、環境の要因であるとか、もうちょっと広い範囲での要因によって変動してしまうものに対して、この設備による効果を、どう抽出するかというか、それについて非常に気になるというか、是非、教えていただきたい。次回の委員会には、出席できないんですけれども、是非、委員の皆さんに説明していただければと思います。そういう意味では、アンケートは、なかなか結果の実感をしているかどうかの問題なので、難しいですよ。これも、大事な評価の一つではあると思うんですけど、もう少し何か科学的な解析みたいなものがあれば、ご説明をお願いします。

(委員長)

という要望でした。その他、よろしいでしょうか。

(委員)

502番、平成21年度に全体計画変更時のB/Cが、1.01から、29年度の事後評価1.64と、かな

り高くなっているんですけど、これの中で、下で減少便益と増加便益の表があるんですが、このあたり、どういう理由でというの、これだけに限らず他の事例に関しても、そのあたりご説明いただきたいので、よろしくお願いします。

(委員長)

というご意見でした。また、次回のこの場で、ご説明いただくとしまして、その他はいかがでしょうか。委員の皆さん、よろしいでしょうか。今日のところは、概要説明ですので、本当の審議は次回ということで、今、出て来ましたご意見等、また、お考えをいただきたいと思います。

この場では、他に無いようでしたら、よろしいでしょうか。概要説明についてはここまでとします。事務局の方から、連絡とか、よろしいですか。

(事務局)

次回の予定ですけど、9月26日(火)に、今回と同じ会場になります「三重県合同ビル G301 会議室」で開催する予定です。

後日、出席確認をさせていただきますので、お忙しい時とは存じますが、出席をいただきますようお願いいたします。以上です。

(委員長)

また、次回について、お願いします、ということ。

それでは、これで本日の議事を終了します。どうもありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。それでは、これをもちまして、平成29年度第2回三重県公共事評価委員会を終了します。委員の皆さん、どうもありがとうございました。

< 終了 >